

NPO法の改正と認証状況について（資料5）

特定非営利活動促進法改正の概要

1. 特定非営利活動の種類追加

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動(一部追加)
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 消費者の保護を図る活動

2. 設立認証申請の場合の申請書類の簡素化

- (1) 省略された書類
 - 設立者名簿
 - 設立当初の財産目録
 - 設立当初の事業年度を記載した書面
- (2) 統合された書類
 - 役員名簿と報酬を受ける役員名簿
 - 就任承諾書と宣誓書（それぞれ謄本）

3. その他の事業の明確化

特定非営利活動に係る事業以外の事業として「その他の事業」を規定することとし、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うことができることとされた（従来の収益事業は、その他の事業に含まれる）。なお、その他の事業の会計については、特定非営利活動に係る事業の会計から区分した経理が必要であり、収益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

4. 定款記載事項の変更

- (1) 「事業年度」の追加
- (2) 「その他の事業に関する事項」への改正（実施する場合）

5. 暴力団を排除するための措置の強化

- (1) 認証関係
 - 暴力団等の排除のために、法第12条に基づく認証基準の規定において、特定非営利活動法人の要件に抵触する暴力団等の範囲を以下のように拡大。
 - 暴力団
 - 暴力団の統制下にある団体
 - 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
- (2) 役員欠格事由関係
 - 法第20条の役員欠格事由として、「暴力団の構成員等」を追加

(3) 所轄庁から警察当局への意見聴取及び警察当局から所轄庁への意見陳述

- 所轄庁は、特定非営利活動法人について、暴力団等である、あるいはその役員について暴力団の構成員等である疑いがあると認める場合には、その理由を付して、警察当局に対し、意見を聴くことができる旨の規定を追加。
- 警察当局は、特定非営利活動法人について、暴力団等である、あるいはその役員が暴力団の構成員等であると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対して意見を述べることができる旨の規定の追加。

6. 役員の任期の伸長

法第 24 条により原則として 2 年以内とされている役員任期について、定款で定めるところにより、社員総会における後任役員を選任までの間、前任役員の任期伸長を可能とする旨の規定を追加。

7. 事業の変更を伴う定款変更申請の場合の申請書類の追加

定款変更（法第 25 条及び第 26 条）により事業の変更を行う場合、所轄庁へ提出する申請書類に次の書類を追加

- (1) 定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (2) 定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8. 予算準拠の規定の削除

法人の会計について、収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない旨の入念規定を削除。

9. 課税の特例

租税特別措置法の定めるところにより、国税庁長官の認定を受けた特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）に対する寄附金控除等の特例の適用がある旨の入念規定の追加。

10. 虚偽報告、検査忌避等に対する罰則規定の新設

第 41 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（理事、監事及び清算人）は、20 万円以下の過料に処する旨の規定を追加。

11. 施行期日等

平成 15 年 5 月 1 日から施行

特定非営利活動法人の認証状況について

- ・ 平成 10 年 12 月に「特定非営利活動促進法」が施行され、山口県も認証団体数が今年度に入り、100 団体を超えた。
また、特定非営利活動促進法の一部が改正され、活動分野が追加されたことや設立認証の申請手続きが簡素化されたことなどから、今後も申請件数が増えてくるものと考えられる。

- ・ 年度別に認証件数をみると、年々増加してきている。

(平成15年5月16日現在)

年 度	認証団体数	累 計	備 考
11年度	14	14	
12年度	24	38	
13年度	28	66	
14年度	32	98	
15年度	8	106	申請団体は112

- ・ 認証法人の内訳としては、「保健・医療・福祉」や「まちづくり」、「社会教育」を活動分野とするものが多くなっているが、「環境保全」、「男女共同参画社会づくり」、「国際協力」等に取り組む団体なども増えており、活動分野の多様化が進んでいることが、うかがえる。

号 数	活動の種類	14年度		13年度		12年度
		法人数	増加率 H12=100	法人数	増加率 H12=100	法人数
第1号	保健・医療又は福祉の増進を図る活動	66	300.0%	44	200.0%	22
第2号	社会教育の推進を図る活動	50	312.5%	30	187.5%	16
第3号	まちづくりの推進を図る活動	54	270.0%	33	165.0%	20
第4号	文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	32	266.7%	22	183.3%	12
第5号	環境の保全を図る活動	28	400.0%	16	228.6%	7
第6号	災害救援活動	6	200.0%	5	166.7%	3
第7号	地域安全活動	7	350.0%	4	200.0%	2
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	18	450.0%	12	300.0%	4
第9号	国際協力の活動	12	400.0%	6	200.0%	3
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	14	466.7%	7	233.3%	3
第11号	子どもの健全育成を図る活動	48	282.4%	31	182.4%	17
第12号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	37	370.0%	19	190.0%	10
合計		372	312.6%	229	192.4%	119